

議 会

令和7年第1回町議会定例会が、3月4日に開会され、令和6年度各会計補正予算、条例改正などについて審議されました。

また、令和7年度各会計予算は、予算特別委員会へ付託し審議され、本会議において可決されました。(詳しくは、本紙14～15ページをご覧ください)

定例会は、18日に全議案の審議を終了し閉会しました。

令和7年第1回町議会定例会

一般質問

西山議員

- 災害時における道の駅の活用について

松田議員

- 月形高校に町の学校給食センターの給食を提供する可能性について

東出議員

- 町立病院の今後の診療体制について

議 案

令和6年度各会計補正予算

■令和6年度月形町一般会計補正予算（第7号）

- 歳入歳出予算の総額からそれぞれ159万5,000円減額しました。

総額 62億2,563万7,000円

■令和6年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,806万8,000円減額しました。

総額 4億5,087万8,000円

■令和6年度月形町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

- 歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,560万3,000円減額しました。

総額 4億1,825万円

■令和6年度月形町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 歳入歳出予算の総額からそれぞれ477万1,000円減額しました。

総額 6,815万9,000円

■令和6年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第4号）

- 収益的収入および支出の総額からそれぞれ4,351万7,000円減額しました。

総額 6億4,279万9,000円

- 資本的収入の総額から983万円減額し、資本的支出の総額から1,726万6,000円減額しました。

資本的収入 1億443万4,000円

資本的支出 1億1,694万円

■令和6年度月形町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

- 収益的収入の総額を53万8,000円増額し、収益的支出の総額を107万7,000円増額しました。

収益的収入 1億1,988万9,000円

収益的支出 1億1,933万3,000円

- 資本的収入の総額を4,240万4,000円増額し、資本的支出の総額を4,349万6,000円増額しました。

資本的収入 1億4,753万8,000円

資本的支出 1億7,448万9,000円

議 案

条例の改正その他

■刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 刑法等の一部改正に伴い、関係する条例の規定中懲役、禁錮、禁固を拘禁刑に改め、本改正で影響のある罰則の適用などに関する経過措置を規定し

ました。

- 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に

関する条例の制定について

デジタル社会形成基本法などの改正により、新たに「カード代替電磁的記録」の定義が規定されたことに伴い、改正しました。

■職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

育児休業、介護休業など育児または、家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、引用条項を改正しました。

■職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

勤務時間について、育児を行う職員が正規の勤務時間以外の時間に勤務をしないことを請求できる範囲を拡充しました。また、介護休暇について、配偶者が介護を必要とする状況に至った職員の申し出に係る措置を講じるように改正しました。

■職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員などの給料表の改定と期末手当、勤勉手当および寒冷地手当の改正を行いました。

■月形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

町立病院に勤務する職員を34人から40人に、岩見沢地区消防事務組合へ派遣する職員を13人から14人に改正しました。

■非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

ヒグマの対応は危険が伴う上、負担が大きく、これらに見合う報酬額を設定するため、条例の制定を行いました。

■月形町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大型鳥獣（エゾシカ・ヒグマ）の対応は危険が伴う上、職員の負担も大きいため、これに見合う報酬額を設定するため、条例の制定を行いました。

■旧月形町職員退職手当支給条例を廃止する条例の制定について

職員の退職手当を北海道市町村職員退職手当組合から支給しているため条例を廃止しました。

■月形町第5次総合振興計画の策定について

令和7年度から令和16年度までのまちづくりの指針となる「月形町第5次総合振興計画」が策定されました。計画の詳細については、月形町ホームページをご覧ください。

■定住自立圏の形成に関する協定の締結について

月形町と岩見沢市は相互に役割を分担し連携を図りながら、南空知圏域に必要な都市機能および生活機能を確保し、安心して暮らすことができる定住自立圏を形成するため、協定を締結しました。

発 議

■月形町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告に準じ、月形町議会議員の期末手当の支給割合の平準化を図るため、条例の改正を行いました。

■月形町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

法改正に伴い、本条例で引用している条項にずれが生じたため、整合性を確保するための改正を行いました。

意見案

■次のとおり意見書が原案のとおり可決され、関係機関へ提出することになりました

食料安全保障の強化に向けた次期基本計画及び酪肉近の改訂を求める要望意見書

会議案

■次の研修会などに町議会議員を派遣することになりました

全国市町村国際文化研修所（滋賀県大津市） 5月6日から5月9日

■閉会中の所管事務調査の申し出について

議会運営委員会およびまちづくり常任委員会の所管事務調査について、調査が終了するまでの期間で許可されました。